

# 金沢市宿泊税事務処理要領

平成30年8月31日 制定

金沢市総務局税務課

# 目 次

第1章 通則	3
第1節 宿泊税の目的	3
1 目的	3
2 法令の適用	3
第2節 課税対象となる宿泊施設	3
第3節 宿泊等の定義	4
1 宿泊	4
2 宿泊者	4
3 宿泊料金	4
第4節 特別徴収義務者	7
1 包括指定	7
2 個別指定	7
第2章 特別徴収義務者の義務	8
第1節 特別徴収義務者としての登録等	8
1 登録の手続	8
2 特別徴収義務者証の交付等の手続	9
3 登録事項の変更等	9
第2節 納入申告書の添付書類	10
第3節 帳簿及び書類の電磁的記録等による保存等	10
第3章 各種申請等の取扱い	11
第1節 申告及び納入の期限の特例	11
1 申告及び納入の期限の特例の適用要件の確認	11
2 申告及び納入の期限の特例承認の通知	11

3	特例を適用している者に対する確認等 .....	11
4	特例の適用の取消しの申請があった場合の取扱い .....	12
第2節	徴収不能額等の還付又は納入義務の免除 .....	12
1	還付又は免除の対象 .....	12
2	還付金の充当 .....	13
第3節	外国大使等に係る課税免除 .....	13
1	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の取扱い .....	13
2	課税免除施設の指定の手続 .....	13
第4節	更正の請求 .....	14
第5節	納税管理人 .....	14
第4章	調査 .....	15
1	調査の種類 .....	15
2	調査の実施 .....	15
3	調査資料の受領 .....	15
4	更正及び決定 .....	15
第5章	雑則 .....	16
附 則	.....	16
様式集		

## 第1章 通則

### 第1節 宿泊税の目的

#### 1 目的

宿泊税は、「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策」に要する費用に充てるために導入した法定外目的税である。

なお、金沢市宿泊税条例（平成30年条例第49号。以下「条例」という。）の施行（平成31年4月1日）から5年ごとに、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 2 法令の適用

宿泊税は、条例及び金沢市宿泊税条例施行規則（平成30年規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）総則及び法定外目的税の規定並びに金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）等に基づき、賦課徴収を行う。したがって、質問検査権（法第733条の4）、検査拒否等に関する罪（法第733条の5）、更正及び決定、加算金、延滞金、脱税等に関する罪、督促、滞納処分（法第733条の16から第733条の26まで）等の取扱いについては、法、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の定めるところによる。

### 第2節 課税対象となる宿泊施設

宿泊税の課税対象となる宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅で、次の(1)から(3)までのいずれか営業の用に供されるものをいう。

#### (1) 旅館・ホテル営業

その名称にかかわらず、施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

#### (2) 簡易宿所営業

その名称にかかわらず、宿泊する場所を多人数で共有する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

#### (3) 住宅宿泊事業

その名称にかかわらず、旅館業を営む者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業をいう。

### 第3節 宿泊等の定義

#### 1 宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいうが、宿泊税においては、次の(1)の基準に合致するものについても課税対象となる宿泊として取り扱うこととし、その判断の例は、次の(2)のとおりとする。

##### (1) 課税対象となる宿泊の基準

ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

##### (2) 各宿泊における課税対象の判断の例

ア 宿泊契約をした上で午前0時を越えてからチェックインした場合

宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になるなど、事前に宿泊契約をした上で午前0時を越えてからチェックインした場合は、その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば、課税対象とする。

イ デイユースの場合

客室を日帰りで利用するいわゆるデイユースは、日をまたぐ利用ではないため課税対象としない。ただし、宿泊施設がその利用に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、課税対象とする。

ウ 休憩契約による利用の場合

旅館業法の許可のほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可を受けて営業するいわゆるラブホテル等における休憩その他これに類する利用に係る契約（以下「休憩契約等」という。）において日をまたぐ6時間以上の利用（その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む。）があった場合は、宿泊とみなし、課税対象とする。

#### 2 宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該設備を利用して宿泊した者をいう。

なお、宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合でも、実際に宿泊した者を宿泊者として取り扱う。

#### 3 宿泊料金

宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称にかかわらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいう。

なお、宿泊料金の算出基準については、次のとおりとする。

##### (1) 宿泊料金に含むもの

宿泊料金には、いわゆる宿泊料のほか、宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃代、寝具代、入浴料、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等を含む。

また、宿泊補助金、宿泊助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者からその宿泊に関して宿泊施設に支払うべき金額も含む。

(2) 宿泊料金から除くもの

次のアからカまでに掲げる金額は、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊税の算出の基礎となる宿泊料金から控除する。

ア 宿泊に伴い提供される飲食、遊興等に係る金額

イ 会議室の使用、休憩その他これらに類する利用行為に係る金額

ウ 消費税、地方消費税、入湯税等の租税に相当する金額

エ 自動車代、たばこ代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等に相当する金額

オ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等に相当する金額

カ 低廉な実費負担分として宿泊者が支払うシーツ代等立替金に類する金額（その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限る。）

(3) 各種旅行プランにおける宿泊料金の取扱い

ア 各種宿泊プラン

宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金（以下「食事料金等」という。）を宿泊料金に含む各種宿泊プランにおける宿泊料金は、食事料金等に相当する金額を控除した金額とする。ただし、朝食無料サービス等により宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして控除を行わない。

イ 主催旅行

旅行業者が旅行の日程及び旅行代金等の旅行条件を定めて参加する旅行者を募集するいわゆる主催旅行における宿泊料金は、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの宿泊料金とする。

ウ 手配旅行

旅行業者による代理、媒介又は取次ぎの手配業務を通じて旅行者が宿泊、運送等のサービスを受けるいわゆる手配旅行における宿泊料金は、手配業務により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金とする。

なお、宿泊施設と旅行業者との料金精算の際に旅行業者が受けるべき取扱手数料を宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額を宿泊料金とする。

(4) 宿泊施設による割引、優待等がある場合の宿泊料金の取扱い

ア 割引料金等

宿泊施設が宿泊者に対して一般・会員割引、株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とする。

宿泊施設のポイント制度等に基づくポイント等の利用による宿泊料金の値引きについても同様の取扱いとする。ただし、旅行業者、カード会社等の外部のポイント制度等に基づくポイント等の利用により宿泊施設に補填される収入がある場合は、当該ポイント等の利用を宿泊料金の値引きとして取り扱わず、値引き前の金額を宿泊料金とする。

イ 連泊割引

同一の宿泊施設に連続で宿泊（以下「連泊」という。）をしたことにより連泊割引

が適用された場合で、連泊期間を一括して割引されるときは、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除して得た額を1泊当たりの宿泊料金とする。

(5) 第三者からの支払があった場合の宿泊料金の取扱い

補助金、助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われるときは、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とする。

(6) 時間延長がある場合の宿泊料金の取扱い

宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含めない。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合又は休憩契約等において時間を延長して客室を利用した場合は、当該延長に係る料金を宿泊料金に含む。

(7) ウィークリーマンション等における宿泊料金の取扱い

週単位、月単位等の長期にわたりウィークリーマンション等を利用する場合は、契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除して得た額を宿泊料金とする。ただし、宿泊日ごとに宿泊料金を算出している場合は、それぞれの金額を宿泊料金とする。

なお、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊に当たらない場合は、宿泊税の対象とはしない。

(8) 税込み宿泊料金の取扱い

消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とする。

(9) 外貨建て取引による宿泊料金の取扱い

外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とする。

なお、具体的には、「法人税基本通達の制定について」（昭和44年5月1日直審（法）25例規。国税庁長官通達）第13章の2第1節「外貨建取引に係る会計処理等」に定める取扱いに準じて行う。

(10) 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金の取扱い

1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明の場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た額を1人当たりの宿泊料金とする。

また、1人当たりの宿泊料金の算出に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。

ア 客室定員を超える宿泊者がある場合で、客室定員を超えることによる寝具の追加がなく、支払うべき宿泊料金の総額に変更がないときは、客室定員を超える宿泊者を宿泊者数から除外する。

イ エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算する。

ウ 宿泊料金の総額に幼児料金、子供料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金（以下「特定宿泊者帰属料金」という。）が含まれる場

合は、特定宿泊者帰属料金を帰属者の宿泊料金として別に取り扱い、宿泊料金の総額からその額を控除し、帰属者を宿泊者の総数から除外する。

なお、特定宿泊者帰属料金については、宿泊施設が契約上宿泊料金として取り扱う場合は、帰属者の宿泊料金とする。

(11) 清掃料金を強制料金としている場合の宿泊料金の取扱い

宿泊に伴う料金とは別に清掃料金を宿泊者から強制的に徴する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とする。この場合において、連泊のときは、その清掃料金を按分して1泊当たりの宿泊料金を算出する。

(12) 実際の宿泊が伴わない場合の宿泊料金の取扱い

いわゆるホールドルーム、キープルーム等の実際の宿泊を伴わない利用行為の場合で、宿泊施設がその利用行為を契約上宿泊として取り扱うときは、その利用行為を宿泊として取り扱う。この場合の宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とし、宿泊日ごとに宿泊施設で把握した人数をもって1人当たりの宿泊料金を算出する。

## 第4節 特別徴収義務者

### 1 包括指定

旅館業法第3条第1項の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者（以下これらを「宿泊事業者」という。）は、宿泊税の特別徴収義務者として指定（以下「包括指定」という。）をされるものとする。

### 2 個別指定

宿泊事業者が無資産、未成年、単なる名義人等であることによりその宿泊事業者では特別徴収義務の履行が期待できない場合は、条例第6条第2項の規定により、当該宿泊事業者以外の者で宿泊税の納入に責任を持つ者を特別徴収義務者として個別に指定（以下「個別指定」という。）をする。

また、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者（以下「実質的経営者」という。）が異なる場合や、旅館業法又は住宅宿泊事業法による名義変更を伴わずに施設経営の決定権が委託契約等により宿泊事業者以外の者に変更されている場合についても、個別指定として取り扱う。

なお、個別指定をすることにより、従前の特別徴収義務者は、その地位を失う。



## 第2章 特別徴収義務者の義務

### 第1節 特別徴収義務者としての登録等

#### 1 登録の手続

##### (1) 包括指定に係る添付書類

包括指定の特別徴収義務者が提出する宿泊税特別徴収義務者登録申請書（規則様式第5号。以下「登録申請書」という。）には、次のアからエまでの書類の添付を求める。ただし、書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

なお、添付書類は、いずれも写しで差し支えない。

ア 特別徴収義務者が法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書）、個人の場合は住民票及び個人番号を確認できる書類

イ 旅館業に係る許可書又は住宅宿泊事業に係る標識（住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）様式第4号等）

ウ 宿泊約款等の宿泊契約書

エ 宿泊料金を確認できる書類

##### (2) 個別指定に係る添付書類

個別指定の特別徴収義務者が提出する登録申請書には、前号の添付書類のほか、次のア及びイの書類の添付を求める。ただし、書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

なお、イの書類については、写しで差し支えない。

ア 実質的経営者である旨の申立書

イ 宿泊事業者と実質的経営者との関係を確認できる書類

##### (3) 共同経営者がある場合の添付書類

前2号に定めるもののほか、宿泊施設を2以上の個人又は法人で営業する場合は、その経営者全員の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載した書類並びにそれらの記載事項を確認できる書類等の添付を求める。

##### (4) 登録の手続

特別徴収義務者から登録申請書の提出があったときは、その内容を確認し、宿泊税特別徴収義務者登録簿（別記様式第1号。以下「登録簿」という。）に必要事項を記載するとともに、宿泊税特別徴収義務者登録通知書（規則様式第6号。以下「登録通知書」という。）により当該特別徴収義務者に通知する。

##### (5) 宿泊施設の特別徴収義務者に異動があった場合

次のアからカまでのいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、従前の特別徴収義務者の営業の廃止及び新たな特別徴収義務者の登録の手続を執る。

この場合において、登録申請書の備考欄に従前の特別徴収義務者の記載を求めるとともに、旅館業営業承継承認書その他の適当と認める書類又はその写しの提出を求め、異動の事実を確認する。

ア 営業譲渡、相続又は贈与

イ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併

ウ 会社分割による別法人への業務の承継

- エ 個人事業者の法人への変更
- オ 法人の解散による個人事業者への変更
- カ その他アからオまでの事由に類する事由

## 2 特別徴収義務者証の交付等の手続

### (1) 交付の手続

前項第4号の定めにより特別徴収義務者としての登録を行ったときは、宿泊税特別徴収義務者証（規則様式第7号。以下「証票」という。）を当該特別徴収義務者に交付するとともに、宿泊税特別徴収義務者証受領書（別記様式第2号）を徴する。

### (2) 紛失の場合の手続

特別徴収義務者が証票を紛失したときは、宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書（規則様式第8号。以下「証票再交付申請書」という。）に、遺失届その他の紛失したことを証するに足りる書類又はその写しを添えて再交付を申請するものとする。

紛失があったと認めるときは、新たな宿泊施設番号を付した証票を交付するとともに、交付した旨を通知する。

また、紛失した証票について、登録簿の返還年月日の欄に証票再交付申請書の提出日を、備考欄に紛失のあった旨を記載するとともに、新たに交付した証票に関する事項を新規に登録する。

### (3) 汚損又は破損の場合の手続

特別徴収義務者が証票を汚損し、又は破損したときは、証票再交付申請書に汚損し、又は破損した証票を添えて再交付を申請するものとする。

再交付の必要があると認めるときは、従前の宿泊施設番号を付した証票を再交付する。

なお、登録簿には、備考欄に汚損又は破損により再交付をした旨及びその年月日を記載するものとする。

## 3 登録事項の変更等

### (1) 登録事項の変更

特別徴収義務者が提出する宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書（規則様式第9号。以下「登録事項変更申請書」という。）には、次のアからウまでの変更の事由に応じた書類又はその写しの添付を求める。

申請の内容を確認し、登録簿の登録事項を更新するとともに、宿泊税特別徴収義務者登録事項変更通知書（別記様式第3号）により当該特別徴収義務者に通知する。

#### ア 特別徴収義務者に係る変更

特別徴収義務者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票

#### イ 宿泊施設に係る変更

旅館業法又は住宅宿泊事業法による変更届出書等の変更の内容を確認できる書類

#### ウ その他

変更の内容を確認できる書類

## (2) 営業の休止

宿泊施設の営業の休止により特別徴収義務者が提出する宿泊施設営業休止・再開・廃止申告書（規則様式第10号。以下「営業休止等申告書」という。）には、休止の事実が確認できる書類又はその写しの添付を求め、その申告の内容を確認するとともに、休止の日までに納税義務者から徴収した宿泊税がある場合は、速やかに申告及び納入をするよう指導する。

なお、休止とは、改装その他の理由により営業を行わない状態で、その後再開が見込まれるものをいう。

## (3) 営業の廃止等

宿泊施設の営業の廃止により特別徴収義務者が提出する営業休止等申告書には、廃止の事実が確認できる書類又はその写しの添付を求め、その内容を確認するとともに、次のアからウまでの手続を執る。

また、個別指定をしたことにより包括指定された特別徴収義務者としての地位を失うとき又は無申告の営業廃止宿泊施設があったときは、上記の取扱いに準ずる。

ア 特別徴収義務者としての登録を解除し、宿泊税特別徴収義務者登録・指定解除通知書（別記様式第4号）により通知する。

イ 廃止の日から10日以内に証票を返還させるとともに、登録簿の返還年月日欄に証票の返還年月日を、備考欄に宿泊施設の廃止の旨を記載する。

ウ 廃止の日までに納税義務者から徴収した宿泊税がある場合は、速やかに申告及び納入をするよう指導する。

## 第2節 納入申告書の添付書類

特別徴収義務者が提出する宿泊税納入申告書（規則様式第2号。以下「納入申告書」という。）には、日ごと及び税率ごとの課税対象宿泊数等を記載した宿泊税月計表（別記様式第5号。以下「月計表」という。）の添付を求める。ただし、記載事項が月計表と同様であれば、様式第5号によらないことを認める。

## 第3節 帳簿及び書類の電磁的記録等による保存等

帳簿及び書類の電磁的記録による保存等の承認に係る事務については、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年大蔵省令第43号）の定めるところによる。

なお、特別徴収義務者から宿泊税関係帳簿書類電磁的保存等承認申請書（規則様式第15号）の提出があったときは、その内容を審査し、承認したときは、宿泊税関係帳簿書類電磁的保存等承認通知書（別記様式第6号）により当該特別徴収義務者に通知する。

### 第3章 各種申請等の取扱い

#### 第1節 申告及び納入の期限の特例

##### 1 申告及び納入の期限の特例の適用要件の確認

特別徴収義務者から宿泊税納入期限等特例承認申請書（規則様式第4号。以下「納入期限等特例申請書」という。）の提出があったときは、規則第6条第1項各号に掲げる要件（以下「適用要件」という。）を確認する。

なお、適用要件の確認については、次のとおり取り扱う。

- (1) 規則第6条第1項第1号に規定する「特別徴収義務者となった日」とは、登録通知書により当該特別徴収義務者に登録を通知した日をいう。
- (2) 規則第6条第1項第3号に規定する「取消しの日」とは、宿泊税納入期限等特例承認・承認取消通知書（別記様式第7号。以下「納入期限等承認等通知書」という。）により特別徴収義務者に取消しを通知した日をいう。
- (3) 規則第6条第1項第4号に規定する「宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定」とは、いずれかの加算金の決定をいう。この場合において、加算金の端数計算により課すべき加算金が発生しない場合は、これに該当しないものとする。
- (4) 規則第6条第1項第4号に規定する「宿泊税の申告が適正に行われていると認められる」とは、申告がその期限までに行われていることをいう。  
なお、課税対象となる宿泊数がない場合の申告については、当該申告が期限後に行われた場合であっても、申告が適正に行われているものとして取り扱う。
- (5) 規則第6条第1項第5号に規定する「申請日前1年間において、特別徴収者が市税に係る徴収金を滞納していない」とは、宿泊税に限らず、他の市税並びにそれらの延滞金及び加算金を含め、その納付又は納入が当初の納期限等を経過した事実がないことをいう。
- (6) 規則第6条第1項第3号から第5号までの適用要件の確認は、宿泊施設ではなく、特別徴収義務者を単位として行う。

##### 2 申告及び納入の期限の特例承認の通知

適用要件を確認し、申告及び納入の期限の特例（以下「特例」という。）を承認したときは、納入期限等承認等通知書により当該特別徴収義務者に通知する。

なお、特例を承認したときは、当該承認を通知した日の属する月の宿泊分に係る申告から特例を適用するものとする。

##### 3 特例を適用している者に対する確認等

現に特例を適用している特別徴収義務者について、毎年12月末日を基準日として、第1項の定めにより適用要件の確認を行う。

適用要件を満たしている特別徴収義務者については、納入期限等特例申請書の提出を要することなく特例の適用を継続するものとし、当該継続の旨を当該特別徴収義務者に通知しない。

なお、適用要件を満たさなくなつた特別徴収義務者については、当該年度の3月申告分まで特例を適用させ、翌年度の4月申告分から特例の適用を取り消すこととし、当該年度の3月1日付けの納入期限等承認等通知書により当該特別徴収義務者に通知する。

#### 4 特例の適用の取消しの申請があつた場合の取扱い

特例の適用を受けている特別徴収義務者から当該適用の取消しの申請があつたときは、次のとおり取り扱う。

納入期限等承認等通知書により取消しを通知した日の属する月	特例を適用させる期間
4月から6月まで	5月宿泊分に係る6月申告分まで
7月から9月まで	8月宿泊分に係る9月申告分まで
10月から12月まで	11月宿泊分に係る12月申告分まで
1月から3月まで	2月宿泊分に係る3月申告分まで

### 第2節 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

#### 1 還付又は免除の対象

特別徴収義務者から宿泊税還付・納入義務免除申請書（規則様式第11号）の提出があつたときは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するかを確認し、還付又は免除を承認したときは、当該申請があつた日から60日以内に、宿泊税還付・納入義務免除承認通知書（別記様式第8号）により当該登録特別徴収義務者に通知する。

- (1) 宿泊料金及び宿泊税（以下「宿泊料金等」という。）の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて、次のアからエまでのいずれかの事由がある場合
  - ア 納税義務者が破産、強制執行若しくは整理の手續に入り、又は解散若しくは事業閉鎖に至り、その他これらに準ずる状態に陥つたため、特別徴収義務者が宿泊料金等の支払を受けることができないと認められるとき。
  - イ 納税義務者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行その他これらに準ずる事情により、特別徴収義務者が宿泊料金等の支払を受けることができないと認められるとき。
  - ウ 天災その他避けることのできない理由により、特別徴収義務者が宿泊料金等の全部又は一部を納税義務者から徴収することができないと認められるとき。
  - エ その他アからウまでに類するやむを得ないと認められる理由が生じたとき。
- (2) 徴収した宿泊税を失つたことについて、次のア又はイのいずれかの事由がある場合
  - ア 特別徴収義務者が震災、風水害、落雷等により徴収した宿泊税を亡失し、かつ、その亡失の事実が明確に証明されるとき。
  - イ 特別徴収義務者が火災、爆発物等による破壊、盗難等により徴収した宿泊税を亡失し、かつ、その亡失の事実が明確に証明されるとき。

## 2 還付金の充当

条例第9条第1項の規定により宿泊税を還付する場合における還付金は、法第17条に規定する過誤納金に該当しないものであるが、特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、条例第9条第2項の規定により、当該還付すべき額を充当することができる。

なお、当該還付すべき金額には、法第17条の4第1項の規定による還付加算金は付さない。

## 第3節 外国大使等に係る課税免除

### 1 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の取扱い

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約（昭和39年条約14号）及び領事関係に関するウィーン条約（昭和58年条約14号）に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととする。

なお、この課税免除については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（平成8年4月1日付国税庁長官通達。以下「国税庁長官通達」という。）に準じて次のとおり取り扱う。

#### (1) 課税が免除される宿泊施設

課税が免除される宿泊施設（以下「課税免除施設」という。）は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第45条の4第1項に規定する国税庁長官の指定を受けた宿泊施設とする。

#### (2) 課税が免除される外国大使等

課税が免除される外国大使等は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第86条第1項に規定する大使等のうち、消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カード（国税庁長官通達別紙第9号様式等）の交付を受けた者とする。

### 2 課税免除施設の指定の手続

#### (1) 指定申請等

課税免除施設としての指定を受けようとする特別徴収義務者は、外国大使等に対する宿泊税課税免除施設指定申請書（別記様式第9号。以下「課税免除施設指定申請書」という。）により宿泊施設ごとに申請するものとする。

#### (2) 課税免除施設の指定の通知

特別徴収義務者から課税免除施設指定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定をしたときは、外国大使等に対する宿泊税課税免除施設指定・指定取消通知書（別記様式第10号。以下「課税免除施設指定等通知書」という。）により当該特別徴収義務者に通知する。

#### (3) 指定の取消し

課税免除施設の指定を受けた宿泊施設が前項第1号に該当しなくなったときは、当該指定を取り消すとともに、課税免除施設指定等通知書により当該特別徴収義務者に

通知する。

#### (4) 課税免除の手続

課税免除施設の指定を受けた特別徴収義務者は、外国大使等の宿泊に係る宿泊税を免除したときは、納入申告書の課税対象外の欄に当該宿泊数を記載し、申告しなければならない。

### 第4節 更正の請求

特別徴収義務者から宿泊税更正請求書（規則様式第17号）の提出があったときは、更正の請求をする理由その他参考となる事項をもとに、当該特別徴収義務者に対して必要な帳簿書類の提示を求め、審査する。

審査により、法第733条の16の規定に基づき更正又は決定をする場合は、宿泊税更正・決定通知書（別記様式第11号）に、必要に応じて宿泊税納入書（規則様式第3号）を添え、当該特別徴収義務者へ通知する。

なお、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金を決定する場合は、当該通知書及び納入書に併せて記載する。

また、更正すべき理由がなく否認するときは、宿泊税更正請求否認通知書（別記様式第12号）により当該特別徴収義務者に通知する。

### 第5節 納税管理人

特別徴収義務者から宿泊税納税管理人承認申請書（規則様式第13号）の提出があったときは、その内容を審査し、承認したときは、宿泊税納税管理人承認通知書（別記様式第13号）により当該特別徴収義務者に通知する。

また、特別徴収義務者から宿泊税納税管理人選任免除認定申請書（規則様式第14号）の提出があったときは、その内容を審査し、認定したときは、宿泊税納税管理人選任免除認定通知書（別記様式第14号）により当該特別徴収義務者に通知する。

## 第4章 調査

### 1 調査の種類

#### (1) 申告等の状況の調査

特別徴収義務者が適正に申告及び納入の義務を果たしているかを調査し、適正な申告を指導するとともに、必要に応じて税額の更正又は決定を行う。

また、特別徴収義務者の登録状況を併せて調査し、登録された事項に変更があったときは、登録事項変更申請書の提出を求める。

#### (2) 保健所への調査

宿泊施設の捕捉漏れを防ぐため、衛生部局（保健所）への調査を定期的に行い、宿泊税の特別徴収義務者として未登録の者があったときは、特別徴収義務者の登録及び自主的な申告を指導するとともに、必要に応じて税額の決定を行う。

### 2 調査の実施

前項第1号に定める調査の対象は、特別徴収義務者により登録された宿泊施設とする。

また、調査は原則として臨場により行うこととし、その調査項目は次のアからカまでのとおりとする。

ア 宿泊税特別徴収義務者証の掲示場所

イ 宿泊料金等の料金設定方法

ウ 領収書等への宿泊税の表示方法

エ 帳簿及び書類の管理状況

オ 特別徴収義務者の登録内容

カ その他営業の状況等

### 3 調査資料の受領

特別徴収義務者から返却を要する調査資料の提出があった場合は、預り書（別記様式第15号）を当該特別徴収義務者に交付する。

なお、当該調査資料を返還したときは、当該特別徴収義務者に対し、預り書に返還年月日の記載並びに記名及び押印を求め、預り書を返還させる。

### 4 更正及び決定

調査等により更正又は決定をする場合の取扱いは、第3章第4節に準ずる。

なお、宿泊税は、宿泊施設ごとに課する税であり、更正及び決定をする場合においても同様とする。



## 第5章 雑則

この要領に定めるもののほか、宿泊税の事務処理に関し疑義が生じた場合の事務取扱は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成30年10月1日から実施する。ただし、第2章第2節から第5章までの事務処理については、平成31年4月1日から実施する。



（宛先）金沢市長

住 所  
（所在地）  
氏 名  
（名称）

印

宿泊税特別徴収義務者証受領書

宿泊税特別徴収義務者証を次のとおり受領しました。

宿 泊 施 設 名	
宿 泊 施 設 所 在 地	
宿 泊 施 設 番 号	
発 行 枚 数	

発 第 号  
年 月 日

様

金沢市長



宿泊税特別徴収義務者登録事項変更通知書

年 月 日付で申請のあった宿泊税特別徴収義務者の登録事項について、  
次のとおり変更したので通知します。

宿泊施設	所在地			
	名称			
	営業種別		宿泊施設番号	
変更日	年 月 日			
変更の内容				

（この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載します。）

様

金沢市長



宿泊税特別徴収義務者登録・指定解除通知書

宿泊税の特別徴収義務者の登録・指定を次のとおり解除したので通知します。

特別徴収義務者	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)			
	登 録 日	年 月 日		
宿泊施設	所 在 地			
	名 称			
	営 業 種 別		宿泊施設番号	
解除の理由				

（この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載します。）

様式第5号（第2章第2節関係）

その1

宿泊税月計表

年 月 宿泊分

宿泊施設名		宿泊施設番号		
日付	宿 泊 数 (泊)			宿泊数(泊) (課税対象外)
	税率200円	税率500円	合計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
計				

備考 この表を納入申告書に添付してください。ただし、記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

その2

宿泊税月計表

宿泊施設名														宿泊施設番号			
日付	年 月 宿泊分				年 月 宿泊分				年 月 宿泊分								
	宿 泊 数 (泊)				宿 泊 数 (泊)				宿 泊 数 (泊)								
	200円	500円	合計	課税対象外	200円	500円	合計	課税対象外	200円	500円	合計	課税対象外					
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	
計																	

備考 この表を納入申告書に添付してください。ただし、記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

様

金沢市長



宿泊税関係帳簿書類電磁的保存等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった宿泊税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等について、次のとおり承認したので通知します。

関係帳簿書類の名称・作成事務所等	備付け開始日・書類の保存に代える日	保存方法	国税関係申請状況
		<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	未・済(税務署名)
		<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	未・済(税務署名)
		<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	未・済(税務署名)
		<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	未・済(税務署名)
		<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	未・済(税務署名)

（この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載します。）



様

金沢市長



宿泊税納入期限等特例承認・承認取消通知書

年 月 日付けで申請のあった宿泊税の納入期限等の特例について、金沢市  
宿泊税条例第7条第2項・第3項の規定により、次のとおり決定したので通知し  
ます。

特別徴収義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
宿泊施設	所 在 地	
	名 称	
決定の内容	承認 ( 年 月宿泊分に係る申告から)  承認取消し (取消しの理由)	

(この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載します。)

発 第 号  
年 月 日

様

金沢市長



宿泊税還付・納入義務免除承認通知書

年 月 日付で申請のあった宿泊税の還付・納入義務の免除について、次のとおり承認したので、金沢市宿泊税条例第9条第3項の規定により通知します。

宿泊施設	所在地			
	名称			
	営業種別		宿泊施設番号	
還付・納入義務の免除の申請年月分		年 月 宿泊分		
当該年月分における宿泊数	宿泊料金2万円未満	泊		
	宿泊料金2万円以上	泊		
当該年月分における税額		円		
還付・納入義務を免除する税額		円		

（この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載します。）

年 月 日

（宛先）金沢市長

住 所  
（所在地）  
氏 名  
（名称）

印

外国大使等に対する宿泊税課税免除施設指定申請書

外国大使等に対する宿泊税課税免除施設の指定について、次のとおり申請します。

宿泊施設	所在地			
	名称			
	営業種別		宿泊施設番号	
消費税免除指定店舗 指定日	年 月 日			

備考 消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類を添付してください。

発 第 号  
年 月 日

様

金沢市長



外国大使等に対する宿泊税課税免除施設指定・指定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった外国大使等に対する宿泊税課税免除施設の指定について、次のとおり決定したので通知します。

宿泊施設	所在地			
	名称			
	営業種別		宿泊施設番号	
決定の内容	指定  指定取消し (取消しの理由)			

(この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載します。)

発 第 号  
年 月 日

様

金沢市長



宿泊税更正・決定通知書

宿泊税の税額を更正・決定したので、地方税法第733条の16第4項の規定により次のとおり通知します。

差引納入額欄に記載された金額を金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納入してください。

宿泊施設	所在地			
	名称			
	営業種別		宿泊施設番号	
更正の請求の対象		年 月 宿泊分		
更正(決定)による税額 ①				円
既に納入の確定した税額 ②				円
この通知書により納入すべき税額 ③(①-②)				円
更正(決定)による 加算金額 ④	種類			円
	課率	分の		
差引納入額 (③+④)				円
納入期限		年 月 日		

上記の金額のほか、申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

（この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載します。）

発 第 号  
年 月 日

様

金沢市長



宿泊税更正請求否認通知書

年 月 日付けで請求のあった宿泊税の更正について、下記の理由により更正しないこととしたので通知します。

記

（否認の理由）

（この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載します。）

発 第 号  
年 月 日

様

金沢市長

印

宿泊税納税管理人承認通知書

年 月 日付けで申請のあった宿泊税の納税管理人について、次のとおり承認したので通知します。

区 分	新納税管理人	旧納税管理人
住 所 (所在地)		
氏 名 (名 称)		
電話番号		

(この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載します。)

様式第14号（第3章第5節関係）

発 第 号  
年 月 日

様

金沢市長



宿泊税納税管理人選任免除認定通知書

年 月 日付で申請のあった宿泊税の納税管理人の選任を要しないことについて、申請のとおり認定したので通知します。

（この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載します。）



年 月 日

住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称)

様

金沢市徴税吏員

印

預り書

宿泊税の賦課徴収に関する調査上必要があるため、次の物件をお預かりします。  
なお、お預かりした物件は、調査が終わり次第、遅滞なく返還します。

物件の名称又は種類	数量	備考

備考 この預り書は、お預かりした物件をお返しする際に返還していただきますので、物件をお返しするまで大切に保管してください。

---

提出書類の返還を確認したので、預り書を返還します。

年 月 日

住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称)

印